平成２２年（フ）第５７５号
沖縄県那覇市泊１丁目５番地10　久根次マンション302
債務者　比嘉　香織
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３３号
山形県鶴岡市下山添字一里塚263番地19
債務者　佐藤　信一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１３４号
山形県鶴岡市下山添字一里塚263番地19
債務者　佐藤　真純
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第８７２号
神奈川県秦野市渋沢2315番地の27
債務者　前田　主紀
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９１２号
神奈川県平塚市四之宮１丁目９番50―410号　県営平塚神明プラザハイムⅠ
債務者　齊藤真由美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９１４号
神奈川県厚木市愛甲910番地１　コープ野村１―503
債務者　木下恵理子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９３６号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上773番地の194
債務者　内村　照美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９５４号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮下527番地　かわばた荘102
債務者　森山光典こと　李　　光典
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６号
神奈川県伊勢原市白根270番地の２　パーシモン270Ｂ―201号
債務者　脇山　朝秀
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７号
神奈川県伊勢原市白根270番地の２　パーシモン270Ｂ―201号
債務者　脇山　潤子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４号
神奈川県小田原市蓮正寺７番地の６
債務者　天野　和美（旧姓髙木）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５７５号
京都府宇治市大久保町旦椋131番地の１　府営西大久保団地３棟206号
債務者　葛原　敬治
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７７号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地59棟301号
債務者　黒川　幸江
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０３号
京都市伏見区羽束師古川町647番地３　府営住宅羽束師団地１棟505号
債務者　小椋　壽一
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９１号
京都府宇治市小倉町山際30番地の60
債務者　中平　雅人
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９２号
京都府宇治市小倉町山際30番地の60
債務者　中平　和雄
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
香川県東かがわ市三本松1641番地富士アパート１号
債務者　富山　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４６６号
沖縄県中頭郡西原町字上原193番地の64ＭＳ．ＭＥⅠ302号
債務者　大城　尚忠
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部